



須賀川基署 1024 第 1 号
令和 4 年 10 月 24 日

各労働災害防止団体等の長 殿

須賀川労働基準監督署長



凍結や積雪に起因する転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

須賀川労働基準監督署管内における本年の休業 4 日以上の死傷者数は、職場内における新型コロナウイルス感染症によるものを除き、9月末時点で 96 人と、前年同期 105 人に比べて 9 人（9%）減少しています。

しかしながら、近年増加傾向にある転倒災害については、本年 9 月末時点で 32 人と、前年同期 23 人に比べて 9 人（39%）増加と歯止めがかかっていない状況が認められます。

転倒災害は、50 代及び 60 代に多く見られ、特に同年代の被災者のうち 75% が休業 1 か月以上の重傷を負っていること、また、冬季（12 月から 2 月）は路面の凍結や積雪に起因する転倒災害が多発しており、その 60% 以上が休業 1 か月以上となっていることから、転倒災害の防止に向けた取組みを実施することが重要です。

つきましては、別添の当署管内における転倒災害の発生状況及び動向に係るリーフレットをご活用いただき、11 月中に融雪剤の購入や滑り止めマットの設置といった冬季に向けた事前準備を行うこと、及び冬季中の転倒災害防止に向けた継続的な取組みを実施することについて、貴団体の会員事業場に対して指導いただきますようお願ひいたします。